

第7章 受水槽の設置

7.1 受水槽の指導要領

現在、受水槽式給水における受水槽そのものは水道法上、水道に直結する給水装置ではないが、その構造及び材質に不備があるときは需要者の不安を惹き起こし、衛生上また機能上の問題を生ずるおそれがあるので、町として受水槽を設置する場合の基準を定め、この基準により指導するものである。

7.1.1 調査、確認事項

受水槽への給水装置工事については、構造図及び必要に応じ受水槽以下の配管図の提出を求め、次の事項について調査、確認すること。

1. 受水槽の位置
2. 受水槽の構造
3. 一日使用水量と使用時間
4. 受水槽の有効容量
5. 受水槽への給水量
6. 水理計算書

(説明)

受水槽の設置は、設置箇所周辺の急激な水圧変化を緩和させる効果が認められるが、その反面、水圧が低下する時間を長引かせるデメリットもあり、もともと水圧が低い地域での受水槽設置は周辺への慢性的な水圧低下の原因となる可能性がある。また、水源水量に余力がない地区では夜間に配水池の貯水量を回復させており、消費水量の増加は受水槽を設置しても問題の解決にはならないため、受水槽以降の給水設備規模等により給水可否判断をは必要行う。

7.1.2 受水槽の構造

受水槽の構造は、建築基準法にもとづく基準に適合した構造とすること。

7.1.3 受水槽への給水方法

1. 受水槽を設置する場合は、水道メーターと受水槽の間前に排泥弁を設置すること。
2. 受水槽は衛生面を十分配慮し、寒冷地に対応できる環境の屋内に設置すること。
3. 維持管理の点から外観6面(側方4面、床面。天井面)で修繕、交換作業が行えるスペースを確保すること。
4. 受水槽を直接地面に置くことは維持管理に支障をきたす為、認めない。
5. 受水槽への給水は落とし込みとし、受水槽の満水位から給水口までの高さは項4.1.9によること。
6. 受水槽に設置するボールタップは、町水道本管複式または水撃防止付きの急激な水圧変動を避けるため、単式のボールタップとし、メーターや他の給水用具の損傷防止を図るとともに、その上流側には、故障や修理の際に操作しやすい位置に止水用具

を取り付けること。

7. 受水槽内のボールタップは、マンホールに近接して取付けるとともに満水面の波立ち防止措置を講ずること。
8. 水道本管の水圧を安定させるため、必要に応じて定流量弁を設置すること。
9. 受水槽への配管には流入調整用バルブを取り付けるとともに、断水時の濁水を排出する装置（カラン等）をメーター以降に設置すること。
10. 受水槽のオーバーフロー管口には、防虫網を取り付けること
11. 受水槽の水張りは、事前に町へ連絡し指示に従うこと。
12. 受水槽室内は受水槽の排水、オーバーフロー管を床面で間接配水にすること。

7.1.4 その他

1. 受水槽を設置する場合、給水装置工事申込書に承認図を添付する事。
2. 受水槽に給水する場合、配水管及びメーターに急激な負荷がかかると予想される時は、定流量弁などを使用し、その負荷を軽減すること。
3. 低圧管路での洗浄便座使用時には、受水槽による加圧ポンプ式に変更する等の事前協議を町と行うこと。
4. 受水槽室には、故障時の修理依頼先、ポンプの操作方法、配管系統図、その他の注意事項等を記入した標示板を設置すること。
5. 通水時には、受水槽及び配管内を洗浄し、水質基準に適合していることを確認してから給水するように指導すること。
6. 受水槽以下の給水設備の維持管理については、使用者または所有者の責任であることを徹底すること。
7. 受水槽以下の給水設備であっても、将来、直結給水が可能と判断される場合には、給水装置と同様の手続きに従って施工するように指導すること。
8. 受水槽以下で4戸以上の使用者がある場合は、使用者の希望によって各戸検針を認めることがあるので、申請者にその旨を連絡すること。

銅管使用承諾書

年 月 日

ニセコ町長 片 山 健 也 様

このたび、
邸 給水装置工事において、設計及び建築上の理由により建物内の給水管に銅管を使用いたします。

本来、ニセコ町の給水装置設計・施工要領で使用を避けるべき給水配管材料として銅管が明記されておりますが、下記の事項について給水装置指定工事店より説明を受け、承知のうえ使用いたします。

【銅管の使用について】

1. 銅管は孔食（ピンホール）による漏水が発生する可能性が高いこと
2. 将来、当該物件を第3者に所有権を移動する際には、新しい所有者に本書の内容を説明し、了承してもらうこと

給水装置工事申込者 住 所

氏 名

印

給水装置工事事業者 住 所

氏 名

印

別紙

開発事業者・ニセコ町指定給水装置工事店 御中

ニセコ町役場上下水道課

ニセコ町内での給水装置設置に係る留意点について

ニセコ町の水道施設は、使用人口の多い都市部や昔から大型ホテルの使用を想定した倶知安町ヒラフ地区などと異なり、給水対象人口の少ない地域住民の飲み水を供給するために整備された「簡易水道」という小規模の水道運営施設であります。

また、各地区の水源は湧き水等を利用しておりますが、湧水量に限りがあるほか、配水池の容量も小さく、配水池から出る配水管も小さい口径で農村部の広い地域に配水している状況です。

そのため、水洗数の多い宿泊施設（ホテルや部屋数が多い簡易宿泊所、コンドミニウム等）や広い面積での別荘分譲・住宅分譲開発などが行われた場合、水源水量不足や配水池容量不足、配水管の口径不足などにより、下流域や場合によっては地区全体の水供給に支障が出る可能性も考えられることから、基本的な考え方として、道路沿線に建設する住宅程度（大きくても2世帯住宅（キッチン、トイレ、風呂を各2個程度以下））の水道設備を基本として、その水量を大きく超えるような開発等については地下水等を利用するようご案内しています（建築場所により、基本の規模を少々超える建物でも許可をする場合があります）。

過去には町水道の確認をしないまま建築工事を進め、建築途中で水道接続不可となった事例もありますので、給水装置工事を受注された際には、必ず事前に設計図面等の参考資料を持参のうえ、上下水道課窓口にて給水の可否についてご確認ください。

ニセコ町の水道事業は、水道供給が始まってから現在に至るまで、規模の小さい水源や水をためる配水池、配水管など水道施設の能力を、地域の皆さんで分け合って使用してきている水道施設でありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

給水装置工事設計・施工要領

発行 令和6年1月

編集 ニセコ町上下水道課